様式第３

 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

計画変更（等）承認申請書

　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　１１条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響

４．変更後の間接補助金交付申請額

 　　　　　　　　 円

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
|  | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 | 変更前 |  |  |
| 変更後 |  |  |
| 間接補助金額 | 変更前 |  |  |
| 変更後 |  |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金額を記載。

（注）間接補助金交付申請額を変更する場合は、対応する「外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し」と「外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）」を添付すること。

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第４

 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

事故報告書

　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　１３条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　円

３．事故に対して採った措置

４．間接補助事業の遂行及び完了の予定

様式第５

 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

状況報告書

　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　１４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の遂行状況

２．助成対象経費の区分別収支概要

様式第６

 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

実績報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した間接補助事業

（１）外国特許庁への出願の種別（いずれかに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （外国出願） |  | （参考：国内基礎出願） |
|  | 　 | ①特許出願 |  |  | 　 | ①特許出願 |
|  | 　 | ②実用新案登録出願 |  |  | 　 | ②実用新案登録出願 |
|  | 　 | ③意匠登録出願 |  |  | 　 | ③意匠登録出願 |
|  | 　 | ④商標登録出願 |  |  | 　 | ④商標登録出願 |

（２）外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |

（３）外国特許庁への出願内容等

|  |
| --- |
|  外国特許庁への出願内容（概要） |
| 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号 |  |
| 外国特許庁への出願国名 | 外国特許庁への出願番号 | 外国特許庁への出願日 |
| 　 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 共同出願における持分割合及び費用負担割合　※共同出願の場合のみ記入 |
| 持分割合 |  | 費用負担割合 |  |

２．間接補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  項 目 |  金 額 |
|  自己資金 |  |
| 　間接補助金充当額 |  |
|  合　 計 |  |

（２）支 出

（イ）経費の内訳 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  | 実績額 |  |  |  |  |  |
|  | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 | 実績額 |  |  |
| 間接補助金充当額 | 交付決定額 |  |  |
| 実績額 |  |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

（ロ）支出相手方及び支出年月日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支出相手方（弁理士等名） | 支出年月日 |
| 国内 |  |  |
| 現地 |  |  |

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

３．補助金の振込先金融機関名等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　 | 支店名 | 　　　　　本・支店 |
| [ ] 当座[ ] 普通 | 口座番号 | 　　 | フ リ ガ ナ |  |
| 預金名義 |  |

４．第２１条第２項の規定によるフォローアップ調査の送付先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者（職名及び氏名） |  |
| 送付先 | （〒　　　　　　） |
| 電話番号 |  | メールアドレス | 　　　　　　　＠ |

　　※送付先に変更が生じた場合は補助事業者へご連絡ください。

５．外国における事業展開等に関する今後の予定

|  |
| --- |
|  |

（注１）外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。

（注２）共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。

様式第６の別紙

 年 月 日

（申請者） 選任代理人　住所

 　　 　　名称

 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

証明書

　令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「○○○（基礎出願又は外国出願の発明の名称、標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の１．及び２．を確認し証明します。

　なお、貴社から支払いを受けた後に、下記１．及び２．に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

１．外国特許庁への出願費用（外国特許庁費（オフィシャルフィー等））

現地代理人からの当該部分に係る請求が、出願国における特許等知的財産権を所管する行政機関が公表している料金と整合していること。

※料金減免制度等を利用した場合は、軽減後の料金。

２．現地代理人に対する支払いの際に使用する為替レート

請求書に記載した為替レートが、送金金融機関が設定する送金日の為替レートと合致し

ていること。なお、現地代理人から、実際に支払った現地通貨ではなく、他通貨に換算し

て請求されている場合は、現地代理人の請求日の相場等の換算レートと比較し、著しく乖

離がないことを確認していること。

様式第７

 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

精算（概算）払請求書

　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　１７条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）

 　　　　　　　　 円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　 | 支店名 | 　　　　　本・支店 |
| [ ] 当座[ ] 普通 | 口座番号 | 　　 | フリガナ | 　　　 |
| 預金名義 |  |

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第８

 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 令和２年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　１８条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助金額（実施要領第１６条第１項による額の確定額） 　　 円

２．間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

４．間接補助金返還相当額（３．－２．） 円

 （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第９

 　 年 月 日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター　理事長

 間接補助事業者 住所

 名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

外国特許庁への出願の査定状況報告書

　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第　２１条第１項の規定に基づき、外国特許庁への出願の査定状況について下記のとおり報告します。

記

１．外国特許庁への出願内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出願の種別 |   | 採択年度 |  |
| 発明の名称等 |  |
| 出願人 |  |
| 外国特許庁への出願国名 | 外国特許庁への出願番号 | 外国特許庁への出願日 |
| 　 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　　　　　　※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※「発明の名称等」の欄は、実用新案登録出願の場合は「考案の名称」を、意匠登録出願の場合は「意匠に係る物品」を、商標登録出願の場合は「商標登録を受けようとする商標」を指すものとする。

２．外国特許庁の査定状況等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 外国特許庁への出願国名 | 査定状況（特許査定・拒絶査定・審査中（応答含む）・審判中・審査未請求等） | 特許番号又は拒絶理由等 |
| 　 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 外国における事業展開等の進捗状況 |

※実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願の場合は、「査定結果」の欄における「特許査定」は「登録査定」を、「特許番号（特許査定）」の欄は「登録番号（登録査定）」を指すものとする。